

回数 〔年度〕	問 題
第71回 〔令和3年度〕	<p>問1 酒類の製造免許を受けた者が、自ら製造した酒類を輸出する場合において、製造場から移出した当該酒類に係る酒税の免除を受けるための手続について、酒類製造者が自ら輸出する場合及び輸出業者を通じて輸出する場合をそれぞれ説明しなさい。</p> <p>ただし、必要な書類の省略に関する規定については、説明を要しない。また、租税特別措置法に関しては考慮しない。</p> <p>問2 次の(1)～(3)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないが、一定の場合には、免許を受けずに販売業を行うことができることとされている。酒類の販売業に免許制度が採用されている趣旨を説明するとともに、免許を受けずに販売業を行うことができる場合及びその場合に販売できる酒類の範囲について説明しなさい。</p> <p>ただし、酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、説明を要しない。</p> <p>(2) 酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、酒類の販売業免許を要しないこととされているが、その趣旨について説明しなさい。</p> <p>(3) 甲が、現に酒類の販売業免許を受けて酒類の販売業を営む乙から、その酒類の販売業免許に係る販売業の全部を譲り受ける場合において、甲が引き続きその販売業を営むために必要な酒税法上の手続及び当該手続による法律効果について説明しなさい。</p>